

議案第130号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

宝塚市立口腔保健センター（宝塚市小浜2丁目1番30号）の建物は、昭和37年に建設され、築58年が経過しており、老朽化が著しく、Is値（構造耐震指標）も0.33と耐震性が低いことから、宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針において、口腔保健センター内で実施している事業等について、民間委託や他の施設への機能移転・複合化を検討したうえで、建物を解体し、土地を売却する方針としています。

同センターの移転先については、市が保有する他施設や民間物件も検討しましたが、全ての機能を1カ所に集約して移転することが困難であるため、まず診療所機能を健康センターの（旧）多目的室へ移転することとしました。このことに伴う条例改正を行うものです。

2 条例改正の内容

現在の口腔保健センターの業務と場所を以下のように改めます。

| 名称 | 口腔保健相談センター | 歯科診療所 |
|----|---|--|
| 場所 | 宝塚市小浜2丁目1番30号 | 宝塚市小浜4丁目4番1号 * 移転先の場所は別紙のとおり |
| 業務 | (1) 歯科検診及び歯科相談に関する業務 (2) 歯科保健の啓発に関する業務 (3) 在宅の寝たきり高齢者の歯科診療の調整及び歯科保健の指導に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務 | (1) 休日の歯科応急診療に関する業務 (2) 障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務 |

その他、歯科応急診療所を歯科診療所に改めるなど、所要の改正を行っています。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

診療所機能以外の部分については、別途、移転先を関係団体と協議中です。

別紙

